

# 連 絡 事 項

## 1 平成17年度生活保護法施行事務監査に係る事前打合せについて

平成17年度「事前打合せ」については、以下の日程で開催する予定であるのでご了承ください。

なお、各都道府県ごとの日程等詳細については、別途通知する。

### ① 実施時期

4月12日（火）・13日（水）・14日（木）〈予定〉

### ② 提出資料

1. 管内福祉事務所の保護動向（別紙1）
2. 監査の実施結果（別紙2）
3. 参考資料

#### （1）管内の保護動向を分析した資料

福祉事務所別の保護動向を分析した既存の資料があれば持参してください。

#### （2）平成17年度の本庁監査実施要綱

（前年度との変更部分に下線を引いたものを用意します。）

## 2 生活保護関係等研修会及び会議の実施予定について

平成17年度における生活保護等の指導監査関係の研修会及び会議の日程は、別紙3のとおりであるので、関係職員の参加について特段の配慮を願いたい。

### 3 社会福祉法人関係について

#### (1) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合等の報告について

社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等社会的責任を明確にするため、氏名の公表等の検討をお願いしているところである。

各都道府県・市で社会的に許容されない不祥事が発生し公表を行った場合、又は社会福祉法第56条第2項以降の改善命令や業務停止命令等を行った場合は、これまでの指導経過等も含めて、速やかに地方厚生局あて報告願いたい。

#### (2) 社会福祉法人指導監査実施状況の報告について

社会福祉法人に対する指導監査については、社会福祉法人指導監査要綱に基づく指導監査をお願いしているところであるが、今般、全国の社会福祉法人に対する指導監査の実施状況を把握するため、別添、「社会福祉法人指導監査実施状況(案)」(別紙4)を平成17年度から提出して頂くこととしたので、協力願いたい。

#### (3) 社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開について

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)において、「消費者の選択の幅を拡大するとの観点から、社会福祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、事業報告書、監事の意見書等のインターネット上での公開を促進する」こととされているので、ご留意願いたい。



(別紙2)

2. 監査の実施結果

年度			14年度			15年度			16年度		
福祉事務所											
○ ○ ○ 福祉事務所	指摘数／ ケース検討数	※ 60/126	※ 1 訪問調査活動の充実強化について 2 病状把握及び就労指導の徹底について 3 扶養能力調査及び扶養義務履行指導の徹底について	※ 50/134	※ 1 訪問調査活動の充実強化について 2 病状把握及び就労指導の徹底について 3 査察指導機能の充実強化について	※ 46/140	※ 1 訪問調査活動の充実強化について 2 査察指導機能の充実強化について				
	文書指摘率	※ 47.6%		※ 37.3%		※ 32.9%					
	評価	※ D		※ 厚		※ B					
福祉事務所	指摘数／ ケース検討数										
	文書指摘率										
	評価										
福祉事務所	指摘数／ ケース検討数										
	文書指摘率										
	評価										

(注) 1 上記の内容がわかる指導台帳等による提出も可能であること。

2 本表には過去3年間に厚生労働省監査及び都道府県、政令指定都市が行った監査結果通知により文書（個別ケースの指摘は除く）で指摘した事項を記入すること。

3 評価欄には本庁において、福祉事務所の実施水準を評価していれば記入すること。また評価方法に基準、マニュアル等がある場合には添付すること。

4 厚生労働省監査は、「厚」を記入すること。

5 様式中「※」印は、記載例である。

## 平成17年度生活保護関係等研修会及び会議日程(予定)

	研修会及び会議	日 程	主 催	開 催 地
生 活 保 護 関 係	福祉事務所新任査察指導員 研修	7月13日(水) ～ 7月15日(金)	国立保健医療科学院	埼 玉 県 (和光市)
	第1回 福祉事務所新任 所長研修	7月27日(水) ～ 7月29日(金)	同 上	同 上
	全国生活保護査察指導員 研究協議会	8月24日(水) ～ 8月26日(金)	厚生労働省	東 京 都 (調整中)
	都道府県・指定都市・中核 市指導監督職員研修(生活 保護担当)	9月14日(水) ～ 9月16日(金)	国立保健医療科学院	埼 玉 県 (和光市)
	第2回 福祉事務所新任 所長研修	10月26日(水) ～ 10月28日(金)	同 上	同 上
社 会 福 祉 法 人 関 係	都道府県・指定都市・中核 市指導監督職員研修(第1 回社会福祉法人・老人福祉 施設担当)	5月18日(水) ～ 5月20日(金)	同 上	同 上
	都道府県・指定都市・中核 市指導監督職員研修(第2 回社会福祉法人・老人福祉 施設担当)	6月1日(水) ～ 6月3日(金)	同 上	同 上
	都道府県・指定都市・中核 市指導監督職員研修(社会 福祉法人・児童福祉施設担 当)	6月15日(水) ～ 6月17日(金)	同 上	同 上
	都道府県・指定都市・中核 市指導監督職員研修(社会 福祉法人・障害者福祉施設 担当)	6月29日(水) ～ 7月1日(金)	同 上	同 上

## 平成17年度社会福祉法人指導監査実施状況(案)

(自治体名: )

所轄法人数 A	法人
うち実地監査法人数 B	法人
うち書面監査法人数 C	法人
うち文書指摘を行った法人数	法人
文書指摘事項	指摘法人数
<b>I 組織運営</b> <b>1 定款変更等の状況</b> (1)定款変更の不備又は実態と乖離 (2)定款変更の認可又は届出の遅延 (3)その他( )	
<b>2 役員等の構成の状況</b> <b>(1)役員(理事・監事)構成の状況</b> ア 役員(理事・監事)の欠員補充の遅延 イ 役員(理事・監事)の構成が不適切 ウ 役員(理事・監事)の選任及び手続が不適切 エ 役員(理事・監事)の選任関係書類の未整備 オ 役員(理事・監事)の名簿が未整備 カ 代表権を有する者の未登記 キ 理事長の職務代理者の未指名 ク その他( )	
<b>(2)評議員構成の状況</b> ア 評議員の欠員補充の遅延 イ 評議員の構成が不適切 ウ 評議員の選任及び手続が不適切 エ 評議員の選任関係書類の未整備 オ 評議員の名簿が未整備 カ その他( )	
<b>3 理事会の状況</b> (1)理事会の開催要件の不備 (2)理事会の開催の低調又は形骸化 (3)理事会の要議決事項にかかる審議が未実施 (4)理事会で特定の理事が欠席又は書面表決の継続 (5)理事会の議事録の記録及び保存が不適切 (6)日常軽易な業務の理事長専決事項の不備 (6)その他( )	
<b>4 評議員会の状況</b> (1)評議員会の未設置(措置費支弁、保育所のみ除く) (2)評議員会の開催要件の不備 (3)評議員会の開催が低調又は形骸化 (4)評議員会の要議決事項にかかる審議が未実施 (5)評議員会で特定の評議員が欠席 (6)評議員会の議事録の記録及び保存が不適切 (7)その他( )	
<b>5 監事監査の状況</b> (1)監事監査が形式的又は遅延 (2)監査報告書の作成及び保存が不適切 (3)その他( )	

<p><b>Ⅱ 事業</b></p> <p><b>1 社会福祉事業の実施状況</b>  (1) 定款上の事業と実際に行われている事業が不一致  (2) 社会福祉事業が主たる地位を占めていない  (3) 社会福祉事業収入の運用方法が不適切  (4) その他( )</p> <p><b>2 公益事業の実施状況</b>  (1) 公益事業の内容が不適切  (2) 公益事業に係る会計処理が不適切  (3) その他( )</p> <p><b>3 収益事業の実施状況</b>  (1) 収益事業の内容が不適切  (2) 収益事業に係る会計処理が不適切  (3) その他( )</p>	
<p><b>Ⅲ 管理</b></p> <p><b>1 人事管理の状況</b>  (1) 施設長任免が不適切  (2) 就業規則、給与規程の未整備又は実態との乖離  (3) その他( )</p> <p><b>2 資産管理の状況</b>  (1) 基本財産等の管理が不十分  (2) 借地等に係る利用権の未設定又は未登記  (3) 資産総額等が未登記又は登記遅延  (4) その他( )</p> <p><b>3 会計管理の状況</b>  (1) 経理規程の未整備又は実態との遊離  (2) 諸帳簿の整備が不十分  (3) 会計責任者と出納職員への辞令交付がない又は兼務  (4) 経理事務処理が不十分  (5) 資金計画、借入金の償還が不適切  (6) 決算関係書類が不適切  (6) 寄付金の取扱いが不適切  (7) 入所者預かり金の取扱いが不適切  (8) 役員及び評議員の報酬規程等の取扱いが不適切  (9) その他( )</p> <p><b>4 その他</b>  (1) 法人の業務、財務等の情報開示が不十分  (2) 苦情解決の仕組みの未整備又は不十分  (3) その他( )</p>	